

## 電子交付関連サービス取扱約款

### 第1条 本取扱約款の趣旨

電子交付関連サービス取扱約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）およびお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾、確認その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、インターネット、ファクシミリ装置その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「デジタル提供」といいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。

2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを対象とします。

(1) 日興イーजीトレード電子交付サービス

第3条第1項第3号および同項第4号または同条第2項第2号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。以下、このサービスを「電子交付サービス」といいます。

(2) メール電子交付サービス

第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。

(3) EメールおよびFAXによる電子交付サービス

第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。

### 第2条 対象書面

本サービスの対象とする書面（以下「対象書面」といいます。）の種類は、金融商品取引法、税法その他の法令、金融商品取引業協会等の自主規制機関の定める規則（以下「法令諸規則」といいます。）においてデジタル提供の対象とすることが可能な書面および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、当社のホームページ上にデジタル提供を行う書面として掲げる書面とします。なお、対象書面は、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」に区分したうえで公表します。

2 当社は、対象書面の種類を追加する場合には、当該種類について、当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により事前に公表するものとします。この場合には、当該種類の書面を対象書面とすることについてお客さまの承諾があったものとして取り扱うものとします。

### 第3条 デジタル提供の方法

本サービスのうち当社がお客さまに対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、第1条第2項各号に掲げる本サービスの種類および対

象書面ごとに当社が定めるものとします。

- (1) 電子メールその他の方法（次号の方法を除きます。）を利用して、当社の使用する電子計算機（当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さままたは当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「当社の電子計算機」といいます。）から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機（データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル（専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「お客さまの電子計算機」といいます。）に対象書面の記載事項を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法
  - (2) 当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページにおいて表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法
  - (3) 当社の電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法
  - (4) 当社の電子計算機に備えられた閲覧ファイル（同時に複数のお客さまの閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。）に記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法
  - (5) ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」といいます。）
- 2 本サービスのうちお客さまが当社に対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、対象書面ごとに当社が定めるものとします。
- (1) 電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - (2) 当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまが当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法
  - (3) ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」と合わせて単に「ファクシミリ交付」といいます。）
- 3 本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式（当該記載事項のデジタル提供の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC（Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。）により閲覧可能なものに限り。）のファイルまたはファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイルのうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるものとします。

#### 第4条 利用要件および申込方法等

お客さまは、本サービス（当社からのファクシミリ交付を除きます。）の利用にあたり、各号に掲げるサービスごとに定められる要件のすべてに該当する場合に限り利用することができる

ものとしします。

(1) 電子交付サービス

- イ 日興イーजीトレードの利用申し込みをしていること
- ロ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること
- ハ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること
- ニ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること

(2) メール電子交付サービスまたはEメールおよびFAXによる電子交付サービス

- イ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること
- ロ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること
- ハ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること

2 お客さまは、次の第1号および第2号に定める要件に該当する場合に限り、「当社からのファクシミリ交付」による本サービスを利用することができるものとしします。

- (1) お客さまが管理するファクシミリ装置により記載事項の受信が可能であること
- (2) 前号の当該ファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、受信および記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）

3 お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスの利用をそれぞれ申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとしします。

- (1) 当社所定の申込書を提出する方法
- (2) 当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信またはファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法
- (3) 当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上等の所定の画面から申し込む方法
- (4) 対象書面のうち当社の定める一定の書面に限定して電話その他の当社が指定する方法により申し込む方法

4 お客さまによる本サービスの申し込みは、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに定められる全ての種類の対象書面について、一括して行われるものとしします。

5 本サービスの提供は、第3項に基づく当社の承諾後、対象書面の種類ごとに当社が定める日に開始するものとしします。

## 第5条 本サービスにおける取扱い

本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。

- (1) 本サービスに係る対象書面は、その作成基準日が前条第5項に定める日から次条に定める本サービスの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに限られること
  - (2) 当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、デジタル提供に代えてまたはデジタル提供と重複して書面の交付を行わないこと
  - (3) 前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、利用期間内においても、デジタル提供に代えてまたはこれに加えて、書面を交付しまたは交付を受けることができること
  - (4) 本サービスのうち複数のサービスを利用されているお客さまの場合、いずれのサービスにより交付するか当社が定めることができること
- 2 当社は、第3条第1項第3号または同項第4号に定める方法によりデジタル提供を行った対象書面については、当該書面をデジタル提供した日以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをする場合があります。

## 第6条 本サービスの終了

本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとします。

- (1) 当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスを解約する旨の申出があった場合（日興イーजीトレードの利用解除が行われた場合には、「電子交付サービス」を解約する旨の申出があったものとして取り扱います。）
  - (2) 本サービスに関連するお客さまの口座が廃止された場合
  - (3) 次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに解約を申し出た場合
    - イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合
    - ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して虚偽の申告を行っていたことが判明した場合
    - ハ 当社が本取扱約款の規定に基づくお客さまとの合意により行っている本サービスについて、法令諸規則の規定に基づきお客さまとの合意によらないデジタル提供に切り替える場合
  - (4) 当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により、当社が全てのお客さまについて本サービスの全部または一部の提供を終了する旨および当該終了の日について事前に周知した場合
- 2 前項第1号に定める解約する旨の申出の受付は当社所定の方法で受付後に処理がなされた時点で解約されます。当社およびお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は当該サービス

に定めるデジタル提供を行わないものとします。

## 第7条 免責事項

当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。

- (1) 通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害によるデジタル提供の遅延、誤作動または不能により生じた損害
- (2) 次に掲げるいずれかの事由で生じた損害
  - イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合
  - ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して事実と異なる申告を行っていたことが判明した場合
- (3) 前条に定める本サービスの終了により生じた損害

## 第8条 他の約款との関係

本取扱約款の規定が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」の場合を除きます。）には、当社の他の約款における「書面」および「書面の交付」に関する規定は、それぞれ「記載事項」および「デジタル提供」に読み替えて適用するものとします。

## 第9条 法令諸規則との関係

本取扱約款の規定にかかわらず、当社は、法令諸規則の規定に基づき、お客さまとの合意によらずに対象書面の記載事項のデジタル提供が可能である場合に、当社の判断により、本取扱約款の規定を適用せず、当該法令諸規則の規定に基づきお客さまに対してデジタル提供を行うことができるものとします。本条に基づくお客さまとの合意によらないデジタル提供を行う場合には、当社はあらかじめ当社のホームページでの公表その他の適切な方法により、対象書面の種類、デジタル提供において利用される電磁的方法その他の情報を周知するものとします。

## 第10条 本取扱約款の変更

本取扱約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

## 附則

### 第1条 効力発生日

改定後の本取扱約款（以下「新約款」といいます。）の規定は、2025年4月14日（以下「効力発生日」といいます。）から適用されるものとします。

## 第2条 従来からの利用者の取扱い

効力発生日前に改定前の「電子交付サービス取扱規程」（以下「旧規程」といいます。）の規定に基づく電子交付サービスの利用をされているお客さま（以下「従前のお客さま」といいます。）については、新約款に基づき「電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。ただし、従前のお客さまについては、新約款第4条第4項の規定を適用せず、効力発生日以後も旧規程第2条第1項および第2項の規定を適用するものとします。

2 効力発生日前に改定前の「電子交付サービスに関する取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。

3 効力発生前に改定前の「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。

以上

2025年4月14日改定

2025年4月14日を効力発生日として、当社のメール電子交付サービス、Eメール・FAXによる電子交付サービスに関する個別約款「電子交付サービスに関する取扱約款」、「Eメール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」をそれぞれ同内容の約款に改定し、統一いたします（新しい約款の名称は「電子交付関連サービス取扱約款」となります。）

## 「電子交付サービスに関する取扱約款」の改定内容

下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>電子交付関連サービス取扱約款</b>	<b>電子交付サービスに関する取扱約款</b>
<p><b>第1条 本取扱約款の趣旨</b></p> <p>電子交付関連サービス取扱約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）およびお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾、<u>確認</u>その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、インターネット、<u>ファクシミリ装置</u>その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「<u>デジタル提供</u>」<u>と</u>いいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。</p>	<p><b>第1条 本取扱約款の趣旨</b></p> <p>この約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）<u>及</u>びお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、<u>ファクシミリ装置</u>、<u>インターネット</u>その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「<u>電子交付</u>」<u>と</u>いいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。</p>
<p><b>2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを対象とします。</b></p> <p>(1) <u>日興イーजीトレード電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項第3号および同項第4号または同条第2項第2号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。以下、このサービスを「電子交付サービス」といいます。</u></p> <p>(2) <u>メール電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。</u></p> <p>(3) <u>EメールおよびFAXによる電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p>本サービスの対象とする書面（以下「対象書面」といいます。）の種類は、<u>金融商品取引法、税法その他の法令、金融商品取引業協会等の自主規制機関の定める規則</u>（以下「法令諸規則」といいます。）において<u>デジタル提供の対象とすることが可能な書面</u><u>および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、当社のホームページ上にデジタル提供を行う書面として掲げる書面と</u>します。なお、対象書面は、「<u>電子交付サービス</u>」、「メ</p>	<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p>本サービスの対象とする書面（以下「対象書面」といいます。）の種類は、法令諸規則において<u>電子交付の対象とすることが可能な書面</u><u>及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、当社のホームページ上に電子交付を行う書面として掲げる書面と</u>します。</p>

<p><u>ール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」に区分したうえで公表します。</u></p>	
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p><b>第3条 デジタル提供の方法</b></p> <p>本サービスのうち当社がお客さまに対して<u>デジタル提供</u>を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、<u>第1条第2項各号に掲げる本サービスの種類および対象書面ごとに当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) 電子メールその他の方法（次号の方法を除きます。）を利用して、当社の使用する電子計算機（当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さままたは当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「当社の電子計算機」といいます。）から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機（データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル（専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「お客さまの電子計算機」といいます。）に<u>対象書面の記載事項を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第5号に繰下げ)</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」といいます。）</u></p>	<p><b>第3条 電子交付の方法</b></p> <p>本サービスのうち当社がお客さまに対して<u>電子交付</u>を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、<u>対象書面の種類ごとに当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) 電子メールその他の方法（次号の方法を除きます。）を利用して、当社の使用する電子計算機（当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さま又は当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「当社の電子計算機」といいます。）から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機（データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル（専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「お客さまの電子計算機」といいます。）に<u>対象書面の記載事項（以下「記載事項」といいます。）を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法</u></p> <p>(2) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」といいます。）</u></p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(第2号から繰下げ)</u></p>
<p>2 本サービスのうちお客さまが当社に対して<u>デジタル提供</u>を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、<u>対象書面ごとに当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) 電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、<u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第3号に繰下げ)</u></p> <p>(2) <u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまが当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法</u></p> <p>(3) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項</u></p>	<p>2 本サービスのうちお客さまが当社に対して<u>電子交付</u>を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、<u>対象書面の種類ごとに当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) 電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、<u>当該当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>(2) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項を送信する方法（以下当社からのファクシミリ交付と合わせて単に「ファクシミリ交付」といいます。）</u></p> <p>(3) <u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項</u></p>



<p><u>を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」と合わせて単に「ファクシミリ交付」といいます。）</u></p>	<p>を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法 <u>（第2号から繰下げ）</u></p>
<p>3 本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式（当該記載事項の<u>デジタル提供</u>の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC（Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。）により閲覧可能なものに限ります。）のファイル<u>または</u>ファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイルのうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるものとします。</p>	<p>3 本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式（当該記載事項の<u>電子交付</u>の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC（Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。）により閲覧可能なものに限ります。）、<u>HTML形式、TEXT形式のファイル又は</u>ファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイル（以下、記載事項を記録したファイルを総称して「<u>電子書面</u>」といいます。）のうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるものとします。</p>
<p><b>第4条 利用要件および申込方法等</b>  お客さまは、<u>本サービス（当社からのファクシミリ交付を除きます。）</u>の利用にあたり、各号に掲げるサービスごとに定められる要件のすべてに該当する場合に限り利用することができるものとします。  (1) <u>電子交付サービス</u>  イ <u>日興イーजीトレードの利用申し込みをしていること</u>  ロ <u>お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u>  ハ <u>お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u>  ニ <u>お客さまがファイルに記載された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u>  (2) <u>メール電子交付サービスまたはEメールおよびFAXによる電子交付サービス</u>  イ <u>お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u>  ロ <u>お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u>  ハ <u>お客さまがファイルに記載された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u></p>	<p><b>第4条 利用要件及び申込方法等</b>  お客さまは、<u>次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、本サービス（当社からのファクシミリ交付を除きます。）</u>を利用することができるものとします。  <u>（新 設）</u>  (1) <u>お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u>  <u>（新 設）</u>  (2) <u>お客さまがファイルに記載された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u></p>
<p>2 お客さまは、次の<u>第1号および第2号に定める要件</u>に該当する場合に限り、「<u>当社からのファクシミリ交付</u>」による本サービスを利用することができるものとします。  (1) （省 略）  (2) 前号の<u>当該</u>ファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、<u>受信および</u>記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）</p>	<p>2 お客さまは、次の<u>各号に掲げる要件のすべてに</u>該当する場合に限り、<u>当社からのファクシミリ交付により</u>本サービスを利用することができるものとします。  (1) （省 略）  (2) 前号のファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、<u>受信及び</u>記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）</p>
<p>3 お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して</p>	<p>3 お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して本</p>

<p><u>「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスの利用をそれぞれ申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。</u></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信またはファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法</p> <p>(3)当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上等の<u>所定の画面</u>から申し込む方法</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法</p> <p>(3)当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上の画面から申し込む方法</p> <p>(4) (省 略)</p>
<p>4 お客さまによる本サービスの申し込みは、<u>「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに定められる全ての種類の対象書面</u>について、一括して行われるものとします。</p>	<p>4 お客さまによる本サービスの申込みは、全ての種類の対象書面（第3項第4号に定める方法による申込みの場合には、<u>同号に定める全ての種類の対象書面</u>）について、一括して行われるものとします。</p>
<p>5 (省 略)</p>	<p>5 (省 略)</p>
<p><b>第5条 本サービスにおける取扱い</b></p> <p>本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。</p> <p>(1)本サービスに係る対象書面は、その作成基準日前条第5項に定める日から次条に定める本サービスの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに<u>限られること</u></p> <p>(2)当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、<u>デジタル提供に代えてまたはデジタル提供と重複して書面の交付を行わないこと</u></p> <p>(3)前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、<u>利用期間内においても、デジタル提供に代えてまたはこれに加えて、書面を交付しまたは交付を受けることができること</u></p> <p>(4)本サービスのうち複数のサービスを利用されているお客さまの場合、<u>いずれのサービスにより交付するか当社が定めることができること</u></p>	<p><b>第5条 本サービスにおける取扱い</b></p> <p>本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。</p> <p>(1)本サービスに係る対象書面は、その作成基準日前条第5項に定める日から次条に定める本サービスの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに<u>限るものとします。</u></p> <p>(2)当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、<u>電子交付に代えて又は電子交付と重複して書面の交付を行わないもの</u>とします。</p> <p>(3)前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、<u>利用期間内においても、電子交付に代えて又はこれに加えて、書面を交付し又は交付を受けることができるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>
<p>2 当社は、第3条第1項第3号または同項第4号に定める方法により<u>デジタル提供</u>を行った対象書面については、<u>当該書面をデジタル提供した日</u>以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをする場合があります。</p>	<p>2 当社は、第3条第1項第4号又は同項第5号に定める方法により<u>電子交付</u>を行った対象書面については、<u>当該電子交付の日</u>以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをする場合があります。</p>
<p><b>第6条 本サービスの終了</b></p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとします。</p> <p>(1)当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し「<u>電子交付サービス</u>」、「<u>メール電子交付サービス</u>」または「<u>EメールおよびFAXによる電子交付サービ</u></p>	<p><b>第6条 本サービスの終了</b></p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>対象書面の種類ごとに当社が定める日</u>において終了するものとします。</p> <p>(1)当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し本サービスを解約する旨の申出があった場合</p>

<p><u>ス</u>」ごとに本サービスを解約する旨の申出があった場合（日興イーリートレードの利用解除が行われた場合には、「<u>電子交付サービス</u>」を解約する旨の申出があったものとして取り扱います。）</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3)次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し「<u>電子交付サービス</u>」、「<u>メール電子交付サービス</u>」または「<u>EメールおよびFAXによる電子交付サービス</u>」ごとに解約を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</p> <p>ハ <u>当社が本取扱約款の規定に基づくお客さまとの合意により行っている本サービスについて、法令諸規則の規定に基づきお客さまとの合意によらないデジタル提供に切り替える場合</u></p> <p>(4)当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により、当社が全てのお客さまについて本サービスの全部または一部の提供を終了する旨および当該終了の日について事前に周知した場合</p>	<p>(2) (省 略)</p> <p>(3)次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し解約を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(4)当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により、当社が全てのお客さまについて本サービスの提供を終了する旨及び当該終了の日について事前に周知した場合</p>
<p>2 <u>前項第1号に定める解約する旨の申出の受付は当社所定の方法で受付後に処理がなされた時点で解約されます。当社およびお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は当該サービスに定めるデジタル提供を行わないものとします。</u></p>	<p>2 当社及びお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は<u>電子交付</u>を行わないものとします。</p>
<p><b>第7条 免責事項</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</p> <p>(1)通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害による<u>デジタル提供の遅延、誤作動または不能により生じた損害</u></p> <p>(2)次に掲げるいずれかの事由で生じた損害</p> <p>イ <u>お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</u></p> <p>ロ <u>お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して事実と異なる申告を行っていたことが判明した場合</u></p> <p>(3) (省 略)</p>	<p><b>第7条 免責事項</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</p> <p>(1)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による<u>電子交付の遅延、誤作動又は不能により生じた損害</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p><b>第8条 他の約款との関係</b></p> <p>本取扱約款の規定が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する「<u>EメールおよびFAXによる電子交付サービス</u>」の場合を除きます。）には、当社の他の約款における「<u>書面</u>」および「<u>書面の交付</u>」に関する規定は、それぞれ「<u>記載事項</u>」および「<u>デジタル提供</u>」に読み替えて適用するものとします。</p>	<p><b>第8条 他の約款との関係</b></p> <p>本取扱約款の規定が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する<u>ファクシミリ交付</u>の場合を除きます。）には、当社の他の約款における<u>書面及び書面の交付</u>に関する規定は、それぞれ<u>電子書面及び電子交付</u>に読み替えて適用するものとします。</p>

<p><b>第9条 法令諸規則との関係</b></p> <p>本取扱約款の規定にかかわらず、当社は、法令諸規則の規定に基づき、お客さまとの合意によらずに対象書面の記載事項のデジタル提供が可能である場合に、当社の判断により、本取扱約款の規定を適用せず、当該法令諸規則の規定に基づきお客さまに対してデジタル提供を行うことができるものとします。本条に基づくお客さまとの合意によらないデジタル提供を行う場合には、当社はあらかじめ当社のホームページでの公表その他の適切な方法により、対象書面の種類、デジタル提供において利用される電磁的方法その他の情報を周知するものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第10条 本取扱約款の変更</b></p> <p>本取扱約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p><b>第9条 本取扱約款の変更</b></p> <p>本取扱約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他相当の方法により周知いたします。</p>
<p><b>附則</b></p> <p><b>第1条 効力発生日</b></p> <p>改定後の本取扱約款（以下「新約款」といいます。）の規定は、2025年4月14日（以下「効力発生日」といいます。）から適用されるものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第2条 従来からの利用者の取扱い</b></p> <p>効力発生日前に改定前の「電子交付サービス取扱規程」（以下「旧規程」といいます。）の規定に基づく電子交付サービスの利用をされているお客さま（以下「従前のお客さま」といいます。）については、新約款に基づき「電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。ただし、従前のお客さまについては、新約款第4条第4項の規定を適用せず、効力発生日以後も旧規程第2条第1項および第2項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 効力発生日前に改定前の「電子交付サービスに関する取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。</p> <p>3 効力発生前に改定前の「Eメール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>
<p>2025年4月14日改定</p>	<p>2020年6月改定</p>

## 「E-メール、FAX による電子交付サービス取扱約款」の改定内容

下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>電子交付関連サービス取扱約款</b>	<b>E-メール、FAX による電子交付サービス取扱約款</b>
<p><b>第1条 本取扱約款の趣旨</b></p> <p><u>電子交付関連サービス取扱約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）およびお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾、確認その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、インターネット、ファクシミリ装置その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「デジタル提供」といいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。</u></p>	<p><b>第1条 約款の趣旨</b></p> <p><u>この約款は、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えてFAX 又は電子メールを通じて交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めたものです。</u></p>
<p><u>2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを対象とします。</u></p> <p><u>(1)日興イーजीトレード電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項第3号および同項第4号または同条第2項第2号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。以下、このサービスを「電子交付サービス」といいます。</u></p> <p><u>(2)メール電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。</u></p> <p><u>(3)EメールおよびFAXによる電子交付サービス</u></p> <p><u>第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p><u>本サービスの対象とする書面（以下「対象書面」といいます。）の種類は、金融商品取引法、税法その他の法令、金融商品取引業協会等の自主規制機関の定める規則（以下「法令諸規則」といいます。）においてデジタル提供の対象とすることが可能な書面および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、当社のホームページ上にデジタル提供を行う書面として掲げる書面とします。なお、対象書面は、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」に区分したうえで公表します。</u></p>	<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p><u>1. 本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。</u></p> <p><u>(1)投資信託の目論見書等</u></p> <p><u>投資信託の募集・売出しに係る目論見書及び目論見書補充書面</u></p> <p><u>投資信託約款</u></p> <p><u>本号の商品に係る契約締結前交付書面又は目論見書補充書面</u></p> <p><u>(2)債券の目論見書等</u></p> <p><u>債券の募集・売出しに係る目論見書</u></p> <p><u>本号の商品に係る契約締結前交付書面又は目論見書補充書面</u></p> <p><u>(3)株式等の目論見書等</u></p>

	<p>株式等の募集・売出に係る目論見書  本号の商品に係る契約締結前交付書面又は目論見書補完書面</p> <p><u>(4)その他</u>  上記(2)及び(3)で定めた取引に該当しない当社との取引について説明する書面  本号の取引に係る契約締結前交付書面又は目論見書補完書面  その他上記に該当しない書面のうち、当社が電子交付により提供することを定めたもの</p>
<p>2 <u>当社は、対象書面の種類を追加する場合には、当該種類について、当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により事前に公表するものとします。この場合には、当該種類の書面を対象書面とすることについてお客さまの承諾があったものとして取り扱うものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削 除)</u></p>	<p>2. <u>契約の申込にあたっては、前項の対象書面全てが電子交付可能な書面として、取扱わせていただきます。</u></p>
<p><u>(削 除)</u></p>	<p>3. <u>それぞれの電子交付が開始される日は、当社が定める日から開始するものとさせていただきます。</u></p>
<p><b>第3条 デジタル提供の方法</b>  本サービスのうち当社がお客さまに対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、第1条第2項各号に掲げる本サービスの種類および対象書面ごとに当社が定めるものとします。  (1) <u>電子メールその他の方法（次号の方法を除きます。）を利用して、当社の使用する電子計算機（当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さままたは当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「当社の電子計算機」といいます。）から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機（データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル（専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「お客さまの電子計算機」といいます。）に</u>対象書面の記載事項を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法  (2) <u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページにおいて表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法</u>  (3) <u>当社の電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法</u></p>	<p><b>第3条 電子交付方法</b>  1. <u>当社は、次のいずれかの方法により、紙媒体による対象書面の交付に代えて当該書面の記載事項をお客様へ提供するものとします。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。</u>  <u>(1)あらかじめ、お客様が指定した電子メールアドレスに当社が対象書面の記載事項を記録する閲覧ファイルを送信する方法</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

<p>(4) <u>当社の電子計算機に備えられた閲覧ファイル（同時に複数のお客さまの閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。）に記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法</u></p> <p>(5) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」といいます。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(2) <u>あらかじめ、お客様が指定した FAX 番号に当社が対象書面を送信する方法</u></p>
<p>2 <u>本サービスのうちお客さまが当社に対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、対象書面ごとに当社が定めるものとします。</u></p> <p>(1) <u>電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>(2) <u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまが当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法</u></p> <p>(3) <u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」と合わせて単に「ファクシミリ交付」といいます。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>
<p>3 <u>本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式（当該記載事項のデジタル提供の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC（Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。）により閲覧可能なものに限ります。）のファイルまたはファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイルのうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるものとします。</u></p>	<p>2. <u>本サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF形式のファイル（以下、対象書面の記載事項を記録したPDF形式の閲覧ファイルを「電子書面」といいます。）とします。なお、電子書面を閲覧するためには、最新バージョンのPDF閲覧ソフトが必要となります。</u></p>
<p><b>第4条 利用要件および申込方法等</b></p> <p><u>お客さまは、本サービス（当社からのファクシミリ交付を除きます。）の利用にあたり、各号に掲げるサービスごとに定められる要件のすべてに該当する場合に限り利用することができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>電子交付サービス</u></p> <p><u>イ 日興イーリートレードの利用申し込みをすること</u></p> <p><u>ロ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u></p> <p><u>ハ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u></p> <p><u>ニ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u></p> <p>(2) <u>メール電子交付サービスまたは E メールおよび</u></p>	<p><b>第4条 申込み</b></p> <p>1. <u>お客様が電子メールによる電子交付を希望する場合は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(1) <u>インターネットを利用できること</u></p>

<p><u>FAXによる電子交付サービス</u></p> <p><u>イ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u></p> <p><u>ロ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u></p> <p><u>ハ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p><u>(2) お客様が管理する電子メールアドレスを有し利用できること。</u></p> <p><u>(3) お客様が使用する電子計算機（パソコン等）においてPDF閲覧ソフトが利用可能であること</u></p> <p><u>(4) 電子書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること</u></p> <p><u>(5) 交付された電子書面をお客様が使用する電子計算機（パソコン等）に保存すること</u></p> <p><u>(6) お客様が本取扱約款を承諾すること</u></p>
<p>2 <u>お客さまは、次の第1号および第2号に定める要件に該当する場合に限り、「当社からのファクシミリ交付」による本サービスを利用することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) お客さまが管理するファクシミリ装置により記載事項の受信が可能であること</u></p> <p><u>(2) 前号の当該ファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、受信および記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>2. <u>お客様が FAX による電子交付を希望する場合は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様が管理する FAX で受信ができること</u></p> <p><u>(2) 前号の FAX が受信した対象書面を遅滞なく紙面に出力するものであること</u></p> <p><u>(3) お客様が本取扱約款を承諾すること</u></p>
<p>3 <u>お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスの利用をそれぞれ申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社所定の申込書を提出する方法</u></p> <p><u>(2) 当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信またはファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法</u></p> <p><u>(3) 当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上等の所定の画面から申し込む方法</u></p> <p><u>(4) 対象書面のうち当社の定める一定の書面に限定して電話その他の当社が指定する方法により申し込む方法</u></p>	<p>3. <u>お客様は、次の方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p>4 <u>お客さまによる本サービスの申し込みは、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに定められる全ての種類の対象書面について、一括して行われるものとします。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p>5 <u>本サービスの提供は、第3項に基づく当社の承諾後、対象書面の種類ごとに当社が定める日に開始するものとします。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p><b>第5条 本サービスにおける取扱い</b></p> <p>本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。</p> <p><u>(1) 本サービスに係る対象書面は、その作成基準日が前条第5項に定める日から次条に定める本サービス</u></p>	<p><b>第5条 本サービスにおける取扱い</b></p> <p><u>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</u></p> <p><u>(1) 電磁的方法により作成した書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中で</u></p>



<p><u>スの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに限られること</u></p> <p><u>(2) 当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、デジタル提供に代えてまたはデジタル提供と重複して書面の交付を行わないこと</u></p> <p><u>(3) 前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、利用期間内においても、デジタル提供に代えてまたはこれに加えて、書面を交付しまたは交付を受けることができること</u></p> <p><u>(4) 本サービスのうち複数のサービスを利用されているお客さまの場合、いずれのサービスにより交付するか当社が定めることができること</u></p>	<p><u>あること</u></p> <p><u>(2) 紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。）について、原則、電子交付による再交付は行われ</u><u>ないこと</u></p> <p><u>(3) 当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても対象書面を電子交付せずに、紙媒体により交付すること</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>2 当社は、第3条第1項第3号または同項第4号に定める方法によりデジタル提供を行った対象書面については、当該書面をデジタル提供した日以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをする場合があります。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p><b>第6条 対象書面の追加</b></p> <p><u>1. 金融商品取引法その他の法令諸規則の改正により、当該改正前には本サービスにより購入することができた投資信託、債券その他の第2条第1項の対象書面を電子交付されることにより購入できた商品について、当該商品の購入の際にあらたな書面の交付が義務付けられる場合には、当該商品を購入するために交付することが必要な書面を当社が電子交付により提供し、お客様がこれを電子交付により受領した場合には、お客様は、当該受領のときをもって、当該書面が第2条第1項の対象書面に追加されたことを同意したものとします。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p><u>2. お客様は、前項のほか当社が本サービスにおいて電子交付により提供する書面の種類を追加する場合について、以下の取扱いとすることに同意するものとします。</u></p> <p><u>(1) 第2条第1項(1)及び(4)に基づき書面を追加する場合</u>  <u>当社のホームページで追加する書面を公表し、当該書面を当社が電子交付しお客様がこれを電子交付により受領した場合には、お客様は、当該受領したときをもって、当該書面が第2条第1項の対象書面に追加されたことを同意したものと取り扱うこと。</u></p> <p><u>(2) 第2条第1項に掲げる書面以外の金融商品取引法その他関係法令により交付義務のある書面を追加する場合</u>  <u>追加する書面について、当社がお客さまから第4条第3項の方法により申込みを受けた上で当該書面を電子交付により行うこと。この場合において、お客様は、当該受領したときをもって、当該書面</u></p>

<p><b>第6条 本サービスの終了</b></p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとします。</p> <p>(1) <u>当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスを解約する旨の申出があった場合（日興イーリートレードの利用解除が行われた場合には、「電子交付サービス」を解約する旨の申出があったものとして取り扱います。）</u></p> <p>(2) <u>本サービスに関連するお客さまの口座が廃止された場合</u></p> <p>(3) <u>次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに解約を申し出た場合</u></p> <p>イ <u>お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</u></p> <p>ロ <u>お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</u></p> <p>ハ <u>当社が本取扱約款の規定に基づくお客さまとの合意により行っている本サービスについて、法令諸規則の規定に基づきお客さまとの合意によらないデジタル提供に切り替える場合</u></p> <p>(4) <u>当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により、当社が全てのお客さまについて本サービスの全部または一部の提供を終了する旨および当該終了の日について事前に周知した場合</u></p>	<p><u>が第2条第1項の対象書面に追加されたことを同意したものとして取り扱うこと。</u></p> <p><b>第7条 解除</b></p> <p>1. <u>本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</u></p> <p>(1) <u>お客様から本サービスを解除する旨の申し出があった場合</u></p> <p>(2) <u>本サービスに関連する口座が廃止された場合</u></p> <p>(3) <u>次に掲げるいずれかの事由その他の止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</u></p> <p>イ <u>お客様が第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき</u></p> <p>ロ <u>お客様が第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明したとき</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p>(4) <u>当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含む。）により当社が全てのお客さまについて本サービスの提供を終了する旨および当該終了日について事前に周知した場合</u></p>
<p>2. <u>前項第1号に定める解約する旨の申出の受付は当社所定の方法で受付後に処理がなされた時点で解約されます。当社およびお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は当該サービスに定めるデジタル提供を行わないものとします。</u></p>	<p>2. <u>お客様は、当社が定める方法により本サービスの解除を申し出ることができ、この場合、当社はお客様の申出を承諾するものとします。</u></p>
<p><b>第7条 免責事項</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。<u>ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(1) <u>通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害によるデジタル提供の遅延、誤作動または不能により生じた損害</u></p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれかの事由で生じた損害</u></p>	<p><b>第8条 免責事項</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。</p> <p>(1) <u>お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条第1項及び2項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</u></p> <p>(2) <u>通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

<p><u>イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みに際して事実と異なる申告を行っていたことが判明した場合</u></p> <p><u>(3)前条に定める本サービスの終了により生じた損害</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第8条 他の約款との関係</b></p> <p>本取扱約款の規定が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」の場合を除きます。）には、<u>当社の他の約款における「書面」および「書面の交付」に関する規定は、それぞれ「記載事項」および「デジタル提供」に読み替えて適用するものとします。</u></p>	<p><b>第9条 他の規程・約款との関係</b></p> <p><u>この約款に定めのない事項については、証券取引約款及び外国証券取引口座約款により取り扱います。</u>なお、本取扱約款が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用するFAX交付を除きます。）には、<u>証券取引約款及び外国証券取引口座約款における書面の郵送等に関する部分は、電子交付によるものと読み替えるものとします。</u></p>
<p><b>第9条 法令諸規則との関係</b></p> <p><u>本取扱約款の規定にかかわらず、当社は、法令諸規則の規定に基づき、お客さまとの合意によらずに対象書面の記載事項のデジタル提供が可能である場合に、当社の判断により、本取扱約款の規定を適用せず、当該法令諸規則の規定に基づきお客さまに対してデジタル提供を行うことができるものとします。</u>本条に基づくお客さまとの合意によらないデジタル提供を行う場合には、<u>当社はあらかじめ当社のホームページでの公表その他の適切な方法により、対象書面の種類、デジタル提供において利用される電磁的方法その他の情報を周知するものとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第10条 本取扱約款の変更</b></p> <p>本取扱約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p><b>第10条 本取扱約款の変更</b></p> <p>本取扱約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他相当の方法により周知いたします。</p>
<p><b>附則</b></p> <p><b>第1条 効力発生日</b></p> <p><u>改定後の本取扱約款（以下「新約款」といいます。）の規定は、2025年4月14日（以下「効力発生日」といいます。）から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第2条 従来からの利用者の取扱い</b></p> <p><u>効力発生日前に改定前の「電子交付サービス取扱規程」（以下「旧規程」といいます。）の規定に基づく電子交付サービスの利用をされているお客さま（以下「従前のお客さま」といいます。）については、新約款に基づき「電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。ただし、従前のお客さまについては、新約款第4条第4項の規定を適用せず、効力発生日以後も旧規程第2条第1項および第2項の規定を適用するものとします。</u></p> <p><u>2 効力発生日前に改定前の「電子交付サービスに関する取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを</u></p>	<p>(新 設)</p>

<p><u>利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。</u></p> <p>3 <u>効力発生前に改定前の「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。</u></p>	
以上	以上
<u>2025年4月14日改定</u>	<u>2020年4月改定</u>